

備考 | 山梨県甲府市相生1丁目3番20号  
ポレスター甲府相生テラス503号室

平成11年11月14日付所記帳 山梨県知事 藤原 隆夫 (新治川信雄)

注意事項

- 1 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。
- 2 登録が削除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。
- 3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。
- 4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。



山梨県知事 藤原 隆夫

甲府市相生1丁目3番20号

ポレスター甲府相生テラス503号室

平成11年11月14日

所記帳

山梨県知事 藤原 隆夫

甲府市相生1丁目3番20号



山梨県知事 藤原 隆夫